○東京都市大学情報基盤センター運営会議規程

平成23年３月16日
制定
改正　平成27年６月22日
令和４年６月20日
令和５年10月27日
令和６年３月11日

（設置）

第１条　東京都市大学情報基盤センター規程第８条に基づき、その運営を円滑に行うため運営会議（以下「会議」という。）を置く。

（構成員）

第２条　会議の構成員は、以下の通りとする。

(1)　所長

(2)　副所長

(3)　学部長及び共通教育部長の指名する教員　各１名

(4)　事務局　若干名

(5)　その他、所長が必要と認めた者

（任期）

第３条　所長及び副所長以外の構成員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第４条　所長は、会議を招集し、その議長となる。

２　所長は、構成員の３分の１以上から会議の招集を請求された場合には、これを招集しなければならない。

３　会議を開くには、構成員の過半数の出席を必要とする。

４　議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

５　会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（周知）

第５条　所長は、必要に応じて、会議で審議・報告された事項を「都市大広報」等で教職員並びに学生に周知する。

（部会）

第６条　会議に、部会を置くことができる。

２　前項の部会に関する内規は、別に定める。

（所管部署）

第７条　この規定の所管部署は、施設部情報インフラ課とし、会議の事務を取り扱う。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、会議が発議し、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付　則（令和６年３月１１日）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。